

産業廃棄物処分量許可証

住 所 札幌市西区発寒16条14丁目6番1号
 名 称 株式会社イーアンドエム
 代表取締役 橋本 晃一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克



許可の年月日 令和6年6月6日

許可の有効年月日 令和11年6月5日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 選別Ⅰ（混合廃棄物（廃OA機器又はこれに類する機器は除く。）

- | | |
|-------------------------|---|
| ア 廃プラスチック類 | カ 金属くず |
| イ 紙くず（裏面記載されているものに限る。） | キ ガラスくず、コンクリートくず（工物の籾、礫又は結伴が生じたものを除く。）及び陶磁器くず |
| ウ 木くず（裏面記載されているものに限る。） | ク がれき類 |
| エ 繊維くず（裏面記載されているものに限る。） | |
| オ ゴムくず | |

以上8種類（これらのうち水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

(2) 選別Ⅱ（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。）

- ア 汚泥 イ 金属くず

(3) 選別Ⅲ（廃OA機器及びこれに類する機器（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）に限る。）

- | | |
|-----------|---|
| ア 廃プラスチック | ウ ガラスくず、コンクリートくず（工物の籾、礫又は結伴が生じたものを除く。）及び陶磁器くず |
| イ 金属くず | |

(4) 圧縮

- ア 廃プラスチック類 イ 紙くず ウ 金属くず

以上3種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(5) 破碎Ⅰ（選別Ⅰ・選別Ⅲの選別処理後物かつ混合廃棄物の破碎に限る。）

- | | |
|-------------------------|---|
| ア 廃プラスチック類 | カ 金属くず |
| イ 紙くず（裏面記載されているものに限る。） | キ ガラスくず、コンクリートくず（工物の籾、礫又は結伴が生じたものを除く。）及び陶磁器くず |
| ウ 木くず（裏面記載されているものに限る。） | ク がれき類 |
| エ 繊維くず（裏面記載されているものに限る。） | |
| オ ゴムくず | |

以上8種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(6) 破碎Ⅱ（選別Ⅰの選別処理後物かつ廃プラスチック類の破碎に限る。）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

(7) 破碎Ⅲ（廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。）

- ア 金属くず イ ガラスくず、コンクリートくず（工物の籾、礫又は結伴が生じたものを除く。）及び陶磁器くず

(8) 破碎Ⅳ（廃石膏ボードに限る。）

ガラスくず、コンクリートくず（工物の籾、礫又は結伴が生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
選別Ⅰ	札幌市西区発寒 16 条 14 丁目 6 番 1 号	平成 26 年 5 月 17 日	720.0 m ³ /日
選別Ⅱ			4.0 m ³ /日
選別Ⅲ			12.0 m ³ /日
圧縮			160 t/日
破碎Ⅲ		平成 29 年 12 月 28 日	4.0 t/日
破碎Ⅰ			4.1 t/日
破碎Ⅱ			3.2 t/日
破碎Ⅳ			24 t/日
		令和 6 年 3 月 15 日	

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成 26 年 6 月 6 日 新規許可
 平成 30 年 2 月 13 日 変更許可 (破碎Ⅰ、破碎Ⅱの追加)
 令和 元年 6 月 6 日 更新許可
 令和 5 年 11 月 2 日 変更届 (圧縮の処理能力の変更)
 令和 6 年 4 月 9 日 変更許可 (破碎Ⅳの追加)
 令和 6 年 5 月 31 日 変更届 (選別Ⅰの処理能力の変更)
 令和 6 年 6 月 6 日 更新許可

5 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 出版業 (印刷出版を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。) に係るもの。
- ・ パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。) に係るもの (業種限定なし)

○繊維くず

- ・ 建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの。

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内 (適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内) に、札幌市 (訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。) を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。